

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年9月8日(金)午後2時30分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中4名が欠席)

2番 津田 征士郎 20番 園田 操 43番 田上 辰也
47番 米村 昌昭

午後2時30分 開会

事務局

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまより、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中45名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、本日は皆さん大変お忙しい中農業委員会総会に多くの方が出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、先月の視察研修につきましては大変お世話さまでございました。また、9月になりまして朝は涼しい日が多くなりましたが、しかし日中はまだまだ暑い日が続きます。この時期に一日の気温の差が大きくなりますので、委員の皆様には体調を崩さないようにご自愛いただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請となっております。また、来年4月からの最適化推進について報告事項もあります。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様の協力をよろしくお願い申し上げましてご挨拶といたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名者、書記指名を行います。12番委員の木下三智也委員、それから13番の緒方一臣委員に、それから書記に事務局の伊津野敬浩主幹を指名します。よろしく願いいたします。

また、本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請をはじめ、全6件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がございますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 すみません、訂正がありますので、よろしく願いいたします。

まず、議案書を1枚開いていただきまして、目次のほうからお願いいたします。目次の第2議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、こちら1件取下げがあっておりますので、「9」と今表記されておりますところを「8」と訂正方お願いいたします。これに伴いまして、合計数「138」が「137」となりますので、よろしく願いいたします。

それと、本日はA4横書きの第4号議案、農業経営基盤強化促進法、農用地利用集積計画、4枚つづりのものを別途お配りしております。こちらに朱書きしておるものについては全て訂正箇所になっておりますので、あとはそちらのほうをご準備いただければと思います。ページのほうが、まずは27ページになります。27ページの2. 利用権設定という表があるかと思っておりますけれども、こちらのほうの田の合計数が今「4, 657」と表記されているかと思っておりますけれども、こち

らを「9, 235」と。

続きまして、配布の資料でいきますと30ページの下段のところに表記されてますもののほうをお願いします。こちらについて、土地の所在地ですけれども、全て「字」が抜けておりますので、3筆について「字」、この追記をお願いします。

同じく1枚めくっていきますと、次は32ページという表記が下段にあるかと思えます。こちらの12番についても「字」以降が抜けておりますので、こちら追記をお願いします。すみません、それと、30ページは右側の備考欄のところ、こちら今「8月20日」となっておりますものを「9月20」と、「8月」を「9月」に訂正方お願いします。

それと、34ページの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の集計の表があるかと思えますけれども、こちらについても数字の訂正があっておりますので、よろしくをお願いします。一つは、件数が上から「6」、「0」、「2」と、「6」と「2」について、合計数が「8」になります。それと、面積で項目田の10年以上、それが「, 21」が抜けておりましたので、「, 21」の追記、また合計数についても「, 21」の追記をお願いします。また、合計数ですけれども、こちらについても「, 21」が抜けておりますので、全て「, 21」を追記をよろしくをお願いします。

修正については以上です。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、27件でございます。地元委員の報告に当たりましては農地法第3条の2項の協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

1番から5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、新規就農のための使用貸借権設定の申請です。借人には先日地区委員会に出席を願い、営農計画等について聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的農業に従事することを確認しております。申請地にはデコポンを作付される計画です。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、タマネギを作付される計画です。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻、キャベツ、トマトを作付される計画です。

4番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人はレンコンを栽培される兼業農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦類を栽培される専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上、5件につきまして協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番から5番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

6番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は新規就農のための賃借権設定の申請です。賃借人にはさきの地区委員会へ出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。何ら問題もないとの調査結果でした。申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上、1件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

7番から15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番と8番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

9番から11番は関連で、三者交換による所有権移転です。9番の譲受人は水稲とナスを作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。10番の譲受人も水稲とナスを作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。11番の譲受人は水稲とナス及びキャベツを作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

12番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ナスを作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

13番は甥への贈与のための所有権移転の許可申請です。譲受人は水稲とミカンを作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

14番と15番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。14番の譲受人は水稲とナス及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。15番の譲受人は水稲とナス、露地野菜を作付されており、許可後はナスをつくられる計画です。

以上、9件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いをいたします。

議 長 ただいま、地元委員より7番から15番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、16番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

16番と17番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番と17番は関連で、経営拡張のための所有権移転の許可申請です。譲受人は水稲とメロンを作付されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

以上、2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました、ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、16番から17番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

18番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、営農型太陽光発電設備の5条転用許可申請に関連して、空中部分を占有するための使用貸借権設定の申請であり、借人が耕作されるものではありません。事業面積はうち1,115㎡であります。しかしながら、地区委員会において営農型太陽光発電の営農計画について詳しく調査する必要があると判断し、継続審議が妥当であると判断しました。協議、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 18番は継続ということでございます。それでは、19番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

19番から21番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜と苗木などの樹芸作物をつくられており、許可後は樹芸作物を作付される予定です。

20番と21番は関連で、畜産業を営まれている法人が農地所有適格法人の要件を満たし、所有権を取得する申請です。牧草、飼料作物を作付される計画です。地区委員会で聞き取りを行い、営農計画等については何ら問題ないことを確認いたしました。

以上、協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、19番から21番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。22番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

22番、23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番は、祖父から孫へ農地を贈与される申請です。譲受人はスイカと施設園芸の専業農家で、許可後は水稻とトマトをつくられる計画です。

23番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。申請人は水稻、そば、麦をつくられる兼業農家で、許可後はそばを作付される計画です。

以上、2件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、22番から23番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

24番から27番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、後継者への経営移譲のための使用貸借の再設定です。申請人は水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

25番は、後継者へ一括贈与のための所有権移転の申請でございます。申請人は、水稻、ミカン、露地野菜を生産する専業農家で、許可後も水稻、ミカン、露地野菜を作付される予定でございます。

26番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。申請人は造園業のかたわら、水稻、樹木、育苗、そば、カボチャを生産する兼業農家で、許可後も水稻、樹木、育苗、そば、カボチャを作付される予定でございます。

27番は後継者への経営移譲のための使用貸借権の再設定でございます。申請人は水稻とスイカを生産する専業農家で、許可後も水稻とスイカを作付される予定でございます。

以上、4件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議確認いたしております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、24番から27番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、8件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接

する10ha未満の区域内にある第2種農地と市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地の混在地と判断をされます。土地利用計画は、申請人は熊本地震にて現在の住まいが被災し、住み続けることが困難となったため、以前より相続にて所有していた申請地に個人住宅1棟、建築面積104.81㎡を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。

資金計画と証明、給排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認いたしております。工事完了は、平成30年3月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番です。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、駐車場及び資材置場への転用の申請です。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請人は現在造園業を営んでおり、隣接する今回の申請地を作業車両6台及び造園資材の庭石などの資材置場として整備、再整備事業をされる計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。

資金計画と証明、排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年9

月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

なお、先日の熊本地震により隣接の小屋の解体が必要になり、申請地に小屋内にあった農機具などを一時的な保管スペースとして利用されていたため、反省されている旨の始末書を送付されています。

以上、2番につきましては、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、集落と接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、近接する事業所への貸駐車場として、大型車両13台、普通車両も19台、車両清掃、点検スペースなどを整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。

資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年11月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用することを確認しております。

以上3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

事務局 　　すみません、事務局、岩永です。

すみません、先ほど申し遅れまして、4番については取下げになっておりますので、その点斜線等で対応方お願いします。

議長 　　4番は取下げでございまして、5番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、農業用倉庫へ転用する申請です。農地区分は、農業振興地域内の農用地区区域内にあり、原則転用は不許可になりますが、農業用施設への用途区分の変更が認められており、農用地利用計画に指定された用途への転用であり、不許可の例外に該当し、転用は可能と判断されます。土地利用計画は、野菜を選果するスペースと農業用機械等を収納するための農業用倉庫1棟の建築及び駐車場4台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、許可日から平成29年12月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、6番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

6番につきまして、さきの地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、農業用倉庫への転用の申請です。申請者はミカンをつくれる専業農家で、自己所有農地に許可を得ず農業用倉庫を建設されており、その是正のために申請されました。申請地は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、登記面積1,933㎡のうち680㎡を転用し、農業機械、ミカンコンテナ等を収納するための倉庫約33平米の建設です。また、既に許可を得ず転用していたため、深く反省され始末書が提出されています。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。

以上、1件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準及び一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、共同住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、上下水道の2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある3種農地と判断されます。土地利用計画は同時申請の5条、申請68番とあわせた事業面積499.05㎡に2階建ての共同住宅1棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、事前審査の申請中です。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年11月30日から平成30年5月31日までの予定で、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

8番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

8番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに当たり、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、1,007㎡のうち転用面積は72,66㎡で、自宅への通路として利用され、妥当な面積と思われま。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。ただし、許可を得ないで通路として利用してきたことについて始末書の提出がっております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、9番。

31番 牧坂邦夫委員

31番委員、牧坂です。

9番は、個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい地区で、上下水道の2管が埋設され、500m以内に医療施設等の公共、公営施設が複数存在する農地で、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅164.62㎡と進入路及び駐車場用なので、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま

す。事業計画、資金証明、排水同意ともそろっております。工事期間は、平成30年10月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可の事前協議中で、集落内開発制度指定区域内です。

以上、1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、75件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産の売買を営む法人が農地の所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接するおおむね10ha未満の区域内にある第2種農地と、市街地化の著しい区域内の農

地で上下水道が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地の混在地です。土地利用計画は、周辺地域は住宅需要が高いため、申請地に建売住宅4棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。

資金計画と証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成30年5月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。

2番は、農地の所有権を移転し、貸資材置場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、近接する譲受人が経営している建設工事事務所の資材置場として建設木材、足場、重機などの車両置場として整理し、法人へ貸付される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。

資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年9月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番、2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番から32番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接するおおむね10ha未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人の祖父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、個人住宅1棟、木造平屋建て、建築面積139.39㎡を建築される計画で、転用面積としては適正なものとして判断いたしました。

資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成30年5月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

4番から31番は関連で、卸売業を営む法人が農地の所有権を移転し、流通業務施設へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、国道の沿道に設置される流通業務施設であり、不許可の例外に該当するものです。土地利用計画は、他地目1万680.49㎡をあわせた総事業面積14万253.47㎡に物流センター2棟、建築面積4万1,102.42㎡、附属棟3棟、建築面積1万208㎡、駐車場411台、新設道路、防火水槽緑地、調整池などを整備される計画で、転用面積としては適正なものとして判断いたしました。

資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成32年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。なお、本案件は4haを超えるため大臣協議が必要な県知事許可案件となります。

32番は、飲食店を営む法人が農地に賃貸借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接するおおむね10ha未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する飲食店の外来用駐車場24台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものとして判断いたしました。

資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年11月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、3番から32番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、3番から32番について地元委員より報告がありました。また、4番から31番につきましては農業委員全体で視察研修に行ったわけでございます。この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。4番から31番については農業会議で意見を聴取することにいたします。
続きまして、33番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

33番から36番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

33番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地の傾向が著しい内にある農地で、申請地から300m以内に西区役所があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域であり、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年11月1日から平成30年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

34番から36番は関連で、日用雑貨の販売を営む法人が賃借権を設定し、コンビニエンスストアへ転用する申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、店舗1棟の建築及び緑地、駐車場大型用1台、普通車用37台分として整備される計画で、

転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域であり、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成29年10月1日から30年12月10日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、4件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、33番から36番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、37番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

37番から68番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

37番は、賃借権設定による選挙事務所のための一時転用申請です。農地区分は、上下水道の2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある農地で、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、平成29年10月1日から平成30年12月31日までの期間を選挙事務所として利用するもので、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。また、一時転用完了後は農地に戻す旨確認をしております。

38番は、賃借権設定による駐車場のための転用許可申請です。前回地区委員会で一部無断転用とされている部分の経緯を調査する必要があるとし、継続審議とした案件です。調査しました結果、平成8年に転用許可を受けてあることが判明したために、一部修正したものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がり

ない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する整形外科病院の職員駐車場15台分で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。工事期間は、平成29年9月15日から平成29年11月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

39番は、使用貸借権設定による宅地拡張の転用許可の申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。現在の宅地は平成元年に転用許可を受けておりますが、南側の倉庫については転用漏れしていたため、現在景観開発課へ開発許可の取り直しの依頼中です。土地利用計画は、254㎡に倉庫2棟で妥当な面積と思われます。しかし、許可を得ないで倉庫を建築しており、無断で利用してきたことを反省し、始末書の提出がっております。

隣接農地の同意、排水計画、被害防除とも問題ありません。

40番は使用貸借権設定による共同住宅建設のための許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積470.82㎡に2階建て共同住宅1棟を建築するもので、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定地区内で、事前審査の申請中です。

隣接農地の同意、資金計画、排水計画、被害防除等問題ありません。工事計画は平成29年11月1日から平成30年3月15日までの予定で、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

41番は、所有権移転による建売住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積504㎡に建売住宅2棟で妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、景観開発課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年11月1日から平成30年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

42番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請で

す。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積321㎡に個人住宅1棟を建築予定で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年10月15日から平成30年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

43番から67番は関連で、営農型太陽光発電設備の一時転用の更新のための許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内的の農地で、第1種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積1万3,802㎡に太陽光パネル支柱1,616本、キュウビクル等を設置し、一時転用面積は45.86㎡で妥当な面積と判断されます。太陽光パネルの下部の営農状況は、農地面積8,463㎡にミョウガを栽培されておりますが、長年耕作放棄地の状態の農地であったため、土壌改良に時間を要し、平成28年4月からミョウガの定植を行っておられますが、過去3年間の収穫販売の実績はありません。また、更新の際、地権者との合意調整に時間がかかり、前回の一時転用許可期間を終了してからの更新手続になってしまったことを深く反省している旨の顛末書の提出がっております。地区委員会において、役員会で協議された更新に関する事項を踏まえ、営農計画及び知見を有する者の意見等を参考に、今後見込まれる営農状況を慎重に審査した結果、更新される一時転用の期間は許可日から2年間が妥当であると判断し、この間に収穫、販売実績を上げてもらうことが必要であると協議しました。

68番は、所有権移転による共同住宅のための転用許可申請です。農地区分は、上下水道2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある3種農地と判断されます。土地利用計画は、同時申請の4条申請7番とあわせた事業面積499.05㎡に2階建ての共同住宅1棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年11月30日から平成30年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、32件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したとこ

ろ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、37番から68番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり

25番 清崎勝矢委員

ちょっとお尋ねしたいことがあります。今後2年間で収穫がなかった場合は、撤去の可能性はあるんですか。

議 長 何か事情があつて収穫に至らなかった場合は、検討しなければならないのは確かですよ。

25番 清崎勝矢委員

前回の龍田の案件で質問しましたので、それとの整合性を確認するために質問させていただきました。

議 長 現地調査の際に農協からも来られまして、今後の営農計画の見込みについて説明がありました。今後は、サカキの収穫が見込めるのは確かですよ。しっかり営農もされています。それで、どうでもいけないときはまた検討するということです。

25番 清崎勝矢委員

はい、わかりました。

議 長 わかったですか。

25番 清崎勝矢委員

はい、わかりました。

議 長 そして、これはただいま説明した申請どおり許可することに決定いたしました。

そして、43番から67番については、許可相当として農業会議意見

を聴取することといたします。

続きまして、69番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

69番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

69番は、親から子への使用貸借権設定による農業用倉庫建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積238㎡の農業用倉庫1棟で、妥当な面積と思われます。

排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。しかしながら、既に無断で建設しており、このことについて始末書の提出がっております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地確認調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、69番について地元委員より報告がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、70番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

70番から71番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

70番は、使用貸借権設定による農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業等施工区域内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、住宅分が175.3㎡、農業用倉庫が35,59㎡などで、なおかつおおむね1,000㎡以内におさまるため、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年10月1日から平成30年7月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

71番は、夫婦間の使用貸借権設定による営農型太陽光発電設備のための3年間の一時転用の許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積1,115㎡に太陽光パネル276枚、認定容量48kWで、支柱部分等にあたる転用面積は0.325㎡です。太陽光発電設備の下部面積が548㎡となりますが、下部においてはミョウガを、それ以外の農地には軟弱野菜を所有者自ら作付される計画で、営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な反収等の数値、また地権を有する者の意見書も添付されております。しかしながら、地区委員会において営農計画等を詳しく調査する必要があるとし、継続審議が妥当であると判断しました。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、70番から71番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　71番については継続ということでございます。
それでは、72番。

7番 網田稔委員

7番委員。

72番と73番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

72番は、所有権移転による駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地と判断されます。土地利用計画は、鮮魚の移動販売をされている譲受人がそのために使う駐車場4台分であり、妥当な面積と思われま。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等問題ありません。ただ、長く耕作されず、一時無断転用していたこともあるため、深く反省され、始末書の提出を受けております。工事計画は、平成29年10月1日から12月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

73番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積126.35㎡で、個人住宅1棟及び公衆用道路で妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、事前審査の申請中とのことです。工事計画は、平成29年10月1日から平成30年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件、先日の地区委員会で現地確認調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、72番から73番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、74番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

74番、75番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

74番は、震災復興工事を行われている法人が賃借権を設定して不足している駐車場及び資材置場へ転用される申請です。農地区分は、市街化が著しく、上下水道の2管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に教育施設、医療施設が2つ以上あるので、3種農地と判断されます。土地利用計画は、職員及び来客用駐車場28台分、重機

置場及び回転スペース、資材である砂利、山砂、碎石置場と計画されています。転用許可としては適当と思われます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は市道側溝へ接続されます。

隣接農地と調整も進んでおり、周辺の被害防除等問題ないものと思われます。資金計画等必要書類は添付されています。工事は、許可日から9月30日までを計画されています。

75番は、社会福祉法人の理事が所有権移転を行い、貸駐車場に転用される申請です。転用後の借り手は、社会福祉法人で、職員及び施設利用者の駐車場として使用されます。農地区分は、市街化が著しく、上下水道の2管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に教育施設、医療施設が2つ以上あるので、3種農地と判断されます。土地利用計画は、社会福祉法人の事業拡大により不足する職員及び施設利用者の駐車場25台分に整備される計画です。転用規模としては適当と思われます。雨水は地下浸透として、オーバー分は河川へ接続される計画で、河川管理者とも協議済みです。

隣接に農地はありません。周辺の被害防除等問題ないものと思われます。資金証明等必要書類は添付されています。工事は、許可日から平成29年12月31日までを計画されています。

以上、2件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、74番から75番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（6号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細28ページの1番から32ページの11番までの合計11件で、1番から3番までが公社からの売り渡

し、4番から10番までが公社による買い取り、11番が相対による売買です。面積は、11件合わせまして、田1万7,560㎡、畑1万1,015㎡の、合計2万8,575㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細32ページの12番から33ページの15番までで、貸手4名、借手4名の件数4件です。契約期間別では、6年未満が2件、10年以上が2件で、面積は4件合わせまして、田9,235㎡、畑1,142㎡の、合計1万377㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては露地野菜、水稻です。

続きまして、第5号議案です。

34ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細35ページの1番から38ページの8番までで、貸手8名の件数8件です。契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が2件で、面積は8件合わせまして、田2万8,115.21㎡、畑2,765㎡の、合計3万880.21㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、畑作です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。
　　続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

35番 北口和皇委員

35番委員、北口です。

1番につきましては、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、専業農家で、中央区出水7丁目の畑6筆の全農地について願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを確認いたしております。

以上、1番につきましては、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定します。続きまして、2番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

相続税の納税猶予継続のため必要とする証明願です。2番の願出人の対象農地5筆、3番の願出人の対象農地26筆について、農地として適切な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付について何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いたします。

議長 ただいま、2番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定します。続きまして、4番。

5 番 藪田英明委員

5 番委員、藪田です。

4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

証明願出があった 2 筆について、地元農業委員が現地の確認を行いました。いずれも農地として適正な耕作管理が行われておりました。

以上、1 件、地区委員会において検討協議した結果、証明について何ら問題ないともとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定します。続きまして、第 5 の報告事項です。報告事項 1 について、事務局、説明を願います。

事務局 議案書の黄色の用紙をごらんください。今回 1 番から 10 番までの項目の報告事項が上がっております。件数としましては合計 128 件と。以上です。

議 長 報告事項 1 について、質問などありませんか。

一 同 なし。

議 長 なしということでございますので、報告事項 2 について事務局より説明依頼をします。

事務局 事務局の福田でございます。

別紙資料のホチキスどめのほうをお願いいたします。2 番、農地利用最適化推進委員が担当する区域（案）についてでございます。

6 月に例えば推進委員さんの業務量を勘案して 200～300ha に 1 名にしますと 48 名ですという案を示したのですが、そのお示しした後に、やはり農区ですとか地域の実情ですとか地縁とか農地の面積等を勘案していろいろ調整させていただきました。それが以上のような結果をとりまとめさせていただきましたものですから、今回の議

会に上程させていただいているところでございます。上程の内容につきましては推進委員さんの48名、報酬額が5万円、農業委員さんが24名、報酬額が5万5,000円ということを今議会に上程させていただいております。

今後のスケジュールでございますが、上程後、議会が通りましたらば、9月中旬に公募の方法について決定をさせていただいて、10月にはその公募方法について周知をさせていただき、11月には申請期間を設けるといふふうになるかと思っております。その後、12月に選考ということになります。推進委員についての選考については、今現在農業委員会でやるというふうなことでございまして、これで委員会も少しご提案させていただいたんですが、各ブロックの代表の方と市の職員さんで選んでいきたいというふうにご検討しているところでございます。

それと、最終的にはその候補者を絞った中で、4月に入って新農業委員体制になりましたら、その候補者の部分については正式に決定させていただいて委嘱をしていただくというふうな運びになるかと思っております。よろしく申し上げます。

なお、農業委員さんについては、9月、10月、11月は同じでございます。9月に公募方法を決定させていただいて、10月にその周知を図って、11月に申請を受け付けるというふうなことになるかと思っております。その後選考については農業委員会ではなくて市長局のほうでやられるということで、市長部局のほうで選考された後に、2月に議会に上程をしてというふうなことになるかと思っております。その合意の結果で3月、4月ごろに市長が任命すると。それで、5月15日から推進委員さんも同時にスタートするというふうなことになるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

議長 それでは、報告事項2について事務局より説明がありました。これについて何か質問等ありませんか。

一同 なし。

議長 何もなければ、3に入ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 事務局、岩本です。

ひまわりハート！プロジェクトとスポーツレクリエーションについて

てご説明いたします。

まず、お配りしております“みんな”のひまわりハート！プロジェクトについて②の用紙をごらんください。皆様にご協力いただいているプロジェクトの進捗状況です。今後のスケジュールとしましては、14日にひまわり畑で園児によるお絵かきと写真撮影等のイベントを計画しております。その後刈り取りまして乾燥化を行ってから種を収穫し、園児の描いたひまわりの絵とともに熊本市長へ贈呈する予定となっております。下のほうにこれまで撮影しました写真がございますので、ごらんください。

また、こちらの畑以外で農業委員の皆様が育てていらっしゃるひまわりがたくさんあると思います。満開になりましたらイベント推進課の職員がぜひ撮影をしたいとのことですので、事務局イワモトまでお知らせください。

次に、熊本市農業者年金受給者連絡協議会のスポーツレクリエーションについてのお知らせです。こちらは参加される委員の皆様の机の上に案内を置いてございます。参加費と弁当の注文等については本日総会後に後ろのほうで集金をいたしますので、準備をよろしくお願ひします。

事務局からは以上です。

議長 　　ただいま報告事項3について質問等何かありませんか。

一　　同　　なし。

議長 　　何もなければ、4の事務局より説明を願います。

事務局 　　事務局、福田でございます。

4番、職員の任免についてでございます。先ほどの裏面でございます。4番、職員の任命についてと、9月1日で村上を復職させる。要するに健康面の要件が整いましたので、復職をさせることになりました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 　　ただいまの4について質問はありませんか。

一　　同　　なし。

議長 　　なければ5にいきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、先ほど最適化推進委員の地区図面があるかと思います。その裏を見ていただきたいと思います。農水局は今回の組織再編を考えております。それに基づいて、農業委員会の組織の見直しを考えております。その農水局のほうは、今政令市になりまして、8課4室を今とっております。言いますと、各農業振興課を各区役所に配置しております。そこに農業振興課がございます。それと、分室のほうですね、4つほど配置しておりますけれども、この目的に書いてございませとおり、人員を結構8カ所に分散しているということで、幅広く浅く農業の体制がそれを強化していきたいというような考え方を持っておられます。それを各農業センターという形をつくって、二、三カ所に集約をしていきたいと、そうすることによって職員の専門性を高めて農業者の相談や要望をきめ細やかに対応していきたいというような形が第1点。

それと、今一番問題になっていきますのが、鳥獣被害関係が結構西、北ともに、南は当然雁回山がありますので、でなっております。それを生活部門の部分は農水局で受けてなかったんですけども、それも含めて持っていきたいというような形を検討されております。

その検討内容は、その裏面になります。新体制のイメージ図というのがここにあるかと思います。一つ、市役所部分については今ある部分に対して残しますよと。そうすると鳥獣被害関係も入れたいというふうに考えております。一番問題なのが、その右の農業振興センターというのがここに新しく出てまいります。今農業振興課というのが各4つ、それと分室が4つあります。それを2～3に集約をして、農業センターをつくっていきたいというような方向性がございますもんですから、それについて農業委員会もちょっと考えていかなきゃなというふうな考えがございます。

そんな中でもとに戻っていただきますと、目的は3番、というのがここに書いてございます。担い手の農地集積や耕作放棄地の解消に向けて農水局と農業委員会が連携して一体的に農地利用の集積化、最適化に向けた取組を推進する体制を構築するという形で。そもそも来年から農地最適化推進委員さんというのを配置して、地域の農地の集積を図っていききたいと。これは農業委員会だけの仕事ではできない。これは農水局の集積する部署、それと農業委員会の集積する部署が一緒になってこの事業を進めなければ推進がなかなか難しいのではないだろうか、というふうに考えております。

そういうことを考えますと、そういうセンターの中に今南、北、西、分室あります。それをセンターの中に集約しながらそういう事業を推進していきたいというふうな考え方でございます。これはまた農水局のほうでこういう案を示してずっと今から検討してまいります。私どももそれに応じた検討をやってまいりますので、これが一つ一つ決まり次第皆さんにご報告していきたいというふうに思っておりますので、今回は報告ということでお知らせ申し上げます。

以上でございます。

議長 報告について何か質問ございませんか。

一同 異議なし。

議長 ある方はどしどし言ってくださいよ、後から質問されても困りますよ。本当はどうにかして一括してしまうそうですから、今西、東、北、南と分かれてるけれども、これが幾つになるかわからん。

事務局 まだわかりません。

議長 まだわからんそうですから、そういう形で何も説明されん。

事務局 すみません、農水局の考え方でございますもんですから、すみません。

議長 次は6でございます。

事務局 それでは、報告事項6をいたします。これについては資料はございません。

平成29年10月10日の総会と11月10日の総会についてご連絡をいたします。

10月10日の総会は、日程に変更はございません。そもそも日程は10月10日の予定でしたので、会場が変更となります。会場が議会棟の予算決算委員会室で実施いたしますので、そちらのほうへ行かれてください。よろしく願いいたします。

11月の総会なんですが、本来11月の総会は8日を予定しておりましたが、どうしても会場がとれなくて、11月10日に日程を2日間ずらさせていただきます。会場のほうは、10月と同じく議会棟の予算決算委員会室で行いますので、よろしく願いいたします。

報告事項6については以上です。

議長 ただいまの説明について何かございませんか。
何もなければその他ですが、何もございませんか。何もなければ終わります。
長時間お疲れさまでございました。
どうぞ。まだあるそうです。

36番 梅田誠也委員

1件だけお尋ねしたいことがあります。

今月農地パトロールの実施時期になっておりますけれども、耕作放棄地の固定資産税、ことしの4月から増税されるというふうに今お伺いしております。それで、現状どうなっておるのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

議長 耕作放棄地関係。

事務局 事務局、岩本です。お答えいたします。

27年度から耕作放棄地というか農地パトロールの耕作放棄地を農地パトロールで上げていただいたものに対して所有者の皆さんに農地利用意向調査というのをお出しいたしました。27年度については調査委員様、農業委員様にお配りいただいて、お配りいただいたものを回収と。28年度についても遊休農地やはり農地パトロールで上がってきた分について所有者の皆さんに利用意向調査を行っております。その回収をいたしまして、その中身を見て、農地中間管理機構のほうに貸付を行いたいとか、行う意向があるとか、いろいろな意向がございましたが、それらについて全部情報提供を農地中間管理機構のほうに行っております。

課税強化につきましては、その農地中間管理機構に情報提供を行った状態で、その時点で課税強化はもうありません。現在こちらのほうから27年度、28年度については全て農地中間管理機構のほうに情報提供を行っておりますので、課税強化対象という農地は今のところはゼロでございますので、農地所有者の方たちにつきましてはとりあえず勧告とかで急に税金が上がるようなことはございませんので。

今年度の農地パトロールでまた新たに見つかったところについては、新たにこちらから農地利用意向調査を送りますけれども、昨年までに農地パトロールで上がってきた耕作放棄地についてはもう全部処理が済

んでおりますので、今まで上がってきている中で課税強化になる農地というのはございませんので、そこはもうご心配には及ばないということです。

よろしいでしょうか。

36番 梅田誠也委員

前回中間管理機構に預ければ増税が免除されると、そういうことで地権者の方に中間管理機構に預けていただいたんですね。それで、増税されていないということになるとちょっと話のつじつまが合わないようになりますのでお尋ねした次第です。わかりました。

議長 ほかに何かございませんか。

以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉会 午後3時59分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年9月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 木下三智也

署名委員 緒方一臣

書 記 伊津野敬浩